

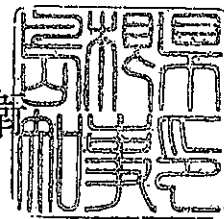


土 総 第58号の48
平成30年10月26日

(有) ヒラオカ

代表取締役
平岡 聖輝 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(土木部土木総務課)



一般建設業の許可について (通知)

平成30年 9月20日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	島根県知事 許 可 (般 - 30) 第 8801 号
許 可 の 有 効 期 間	平成30年10月26日から平成35年10月25日まで
建 設 業 の 種 類	
とび・土工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 9月 25日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)